

## 大学評価・学位授与機構が実施する認証評価について

### 1. 評価の種類

- 大学機関別認証評価
- 高等専門学校機関別認証評価
- 専門職大学院のうち法科大学院に係る認証評価
  - \* いずれも、平成 17 年に文部科学大臣から認証
  - \* 短期大学については、平成 23 年度まで実施
  - \* 認証評価とは別に、当機構が独自に行う第三者評価として「機関別選択評価」を実施

### 2. 機関別認証評価の目的

- (1) 認証評価機関が定める評価基準に基づいて、大学・高等専門学校（以下「大学等」という。）を定期的に評価することにより、教育研究活動等の質を保証する。
- (2) 評価結果を大学等にフィードバックすることにより、教育研究活動等の改善に役立てる。
- (3) 大学等の教育研究活動等の状況を第三者評価を通して社会に分かりやすく示す。

### 3. 機関別認証評価の基本方針

- (1) 評価基準に基づく評価
- (2) 教育活動を中心とした評価
- (3) 各大学等の個性の伸長に資する評価
- (4) 自己評価に基づく評価
- (5) ピア・レビューを中心とした評価
- (6) 透明性の高い開かれた評価
- (7) 国際通用性のある評価

#### 4. 現行の大学評価基準の具体例（平成24年度～）

評価基準	細目省令(*)における評価事項
基準1 大学の目的	八 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動等に関する事。
基準2 教育研究組織	一 教育研究上の基本となる組織に関する事。
基準3 教員及び教育支援者	二 教員組織に関する事。 五 事務組織に関する事。
基準4 学生の受入	三 教育課程に関する事。
基準5 教育内容及び方法 ○学士課程 ○大学院課程(専門職学位課程を含む)	三 教育課程に関する事。
基準6 学習成果	三 教育課程に関する事。
基準7 施設・設備及び学生支援	四 施設及び設備に関する事。 八 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動等に関する事。
基準8 教育の内部質保証システム	三 教育課程に関する事。(他にも関連)
基準9 財務基盤及び管理運営	七 財務に関する事。 五 事務組織に関する事。
基準10 教育情報等の公表	六 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関する事。

\* 学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）第一条第二項

#### 5. 評価業務の概要

##### ○ 評価の実施体制

評価の実施に当たっては、国・公・私立大学等関係者及び社会・経済・文化等の分野に関する学識経験者で構成する【機関別認証評価委員会】を組織。

また、各分野の専門家等により、評価対象大学等の状況に応じた評価部会を編成。

○ 評価の実施方法等（大学の例）

- (1) 大学評価基準ごとに、基準を設定した意義・背景を説明する「趣旨」を明示するとともに、その内容に則して教育活動等の状況を分析するための「基本的な観点」を設け、それを公表するとともに、説明会・研修会を実施。
- (2) 評価対象大学は、これらの基本的な観点等を踏まえ、大学の状況を分析・整理（自己評価書を作成）。なお、各大学の目的に照らして、独自の観点を設定し、その分析の状況を含めて自己評価を行うことも可能。
- (3) 各大学の自己評価書を基に書面調査を実施するとともに、訪問調査を実施し、基準ごとに大学全体としてその基準を満たしているかどうかを判断。
- (4) 大学として全ての基準を満たしている場合に、機構の定めた大学評価基準を満たしていると認め、その旨を評価報告書により公表。その際、対象大学の目的を踏まえて、特に重要と思われる点を「優れた点」、「改善を要する点」等として抽出し、その旨を評価報告書に記載。
- (5) 大学評価基準を一つでも満たしていないと判断された大学は、「大学評価基準を満たしていない」として判断し公表。この場合、評価実施年度の翌々年度まで、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることが可能。

6. 機関別認証評価の実績

○ 大学

・ 第1サイクル（H17～H23）

国立：85校 公立：40校 私立：7校 計：132校

・ 第2サイクル（H24～H30）

国立：49校 公立：4校 私立：1校 計：54校（H26年度まで）

○ 高等専門学校

・ 第1サイクル（H17～H22）

国立：55校 公立：2校 私立：3校 計：60校

・ 第2サイクル（H23～H29）

国立：46校 公立：1校 私立：2校 計：49校（H26年度まで）

○ 法科大学院

・ 第1サイクル (H19～H22)

国立：20校 公立：2校 私立：7校 計：29校

・ 第2サイクル (H23～H27)

国立：18校 公立：2校 私立：6校 計：26校 (H26年度まで)

7. 機関別選択評価

当機構が担う評価全体の改善に資する先導的取組みの一つとして、機関別選択評価を実施。

(1) 目的

- ・ 選択評価事項について大学等を評価することにより、大学の個性の伸長及び特色の明確化に役立てる。
- ・ 評価結果を大学等にフィードバックすることにより、教育研究活動等の改善に役立てる。
- ・ 大学等の教育研究活動等の状況を第三者評価を通して社会に分かりやすく示す。

(2) 選択評価事項

○ A：研究活動の状況

○ B：地域貢献活動の状況

○ C：教育の国際化の状況

\* 「認証評価」が評価基準を満たしているか否かの評価を基本としているのに対して、「選択評価」は目的の達成状況の評価を基本。

\* 「選択評価」は、「認証評価」の受審年度以外でも受審を可能。

## 認証評価制度の改善に関する論点・検討課題と当機構が実施する認証評価の現状等について

第1サイクル:平成17年度～23年度  
第2サイクル:平成24年度～30年度

認証評価制度の改善に関する論点・検討課題	認証評価の現状と課題(当該機関の評価の特徴含む)
論点・検討課題①【高大接続改革(大学教育の質的転換、大学入学選抜改革)等を推進するための評価の在り方】	
○ 各大学の大学教育の質的転換や大学入学者選抜改革の取組を適切に評価し、更なる取組の充実につなげるための評価の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基準を満たしているか否かだけではなく「優れた点」「改善を要する点」を指摘して、具体的に取り組みを評価。第2サイクルからは、本文中に改善、向上が望まれる点を指摘。</li> <li>・ 教育課程の編成、実施の工夫、授業方法の工夫について積極的に取り上げ、優れたものについては具体的に記述。</li> <li>・ 「学生の受入」に関する基準を設け、入学者受入方針の明確化、方針に沿った選抜方法が採用されているか等について評価。</li> </ul>
○ 学修成果や内部質保証(各大学における成果把握とそれによる改善等)を重視した評価への発展・移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2サイクルから「学習成果」「内部質保証」を基準として明確化して評価。</li> <li>・ 内部質保証の体制やその機能を確認する際には、学習成果に関する自己点検・評価にも着目。</li> <li>・ 内部質保証については、教育の質の改善・向上の事実確認は可能であるが、全学の体制整備やきちんと機能しているか等については自己分析が不十分な場合もあり、引き続き注視が必要。</li> </ul>
○ 高大接続改革の方向性を踏まえた各大学の個別選抜改革の取組に対する評価の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1サイクルから各大学の先進的な取り組みを「優れた点」として抽出。</li> </ul>
○ 特定の教育研究活動に重点を置いた評価とこのような評価を実施した場合の共通の評価項目の扱い(簡素化等)など、大学の多様性に対応した評価の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認証評価における「教育」に重点を置いた評価とは別に、「研究」、「地域貢献」、「教育の国際化」についての選択評価を導入し、大学の多様性に応じた評価を実施。</li> </ul>
○ 各大学が掲げる目的・水準等に対する評価(達成度評価)など、各大学の改革を支援するための評価の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1サイクルから自己評価書において、大学の目的・目標が定められていることを基準として設定し評価。</li> <li>・ 第2サイクルでは、特に学位授与の方針、教育課程の編成・実施方針の明確な記述を確認する観点を設定し、学習成果を評価する前提となる達成目標が明示されることを大学に求めている。</li> </ul>
○ 各大学の評価結果に応じた次回評価の弾力化(優れた評価を受けた場合における、受審の期間や受審内容の特例等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 細目省令で定める評価項目との整理が必要と思えるが、例えば、学習成果や教育の内部質保証を重視していくことは国際通用性の観点からも重要。</li> </ul>

<p>○ 関係団体の取組(JABEE 等)の発展も含めた、分野別評価の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2サイクルから「教育の内部質保証システム」の基準を設け、大学の自主性に基づく個々の教育プログラムの評価・改善の検討体制の整備・機能状況を確認。</li> <li>・分野別の教育プログラムの評価を実施するには膨大な労力が必要となるため、すべてのプログラム評価を行うことは現実的ではない。</li> </ul>
<p>論点・検討課題②【評価結果を活用した改善の促進】</p>	
<p>○ 法令上の位置づけも含めた、評価基準等への適合・不適合の判定の仕組みの整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価基準を満たさない場合、どのような対応をとるか検討が必要と思われる。</li> </ul>
<p>○ 評価結果のフォローアップの仕組みの整備(不適合判定に対する再度の評価等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明確な法令違反があった場合には、評価の過程において強く是正を促すこととしている。</li> <li>・第2サイクルでは、前回受審時において「改善を要する点」として指摘した状況を確認し、改善が見られない場合にはその旨を指摘。</li> </ul>
<p>○ 評価結果の各種取組への活用(各種補助金の応募条件における適合判定の要件化等)</p>	<p style="text-align: center;">—</p>
<p>○ 各大学の評価結果に応じた次回評価の弾力化(優れた評価を受けた場合における、受審の期間や受審内容の特例等)【再掲】</p>	
<p>論点・検討課題③【認証評価機関の評価の質の向上】</p>	
<p>○ 認証評価機関に対する評価の在り方(メタ評価、認証評価機関の定期的なレビュー等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学評価を実施する機関やその機関が行う大学評価作業ならびに評価結果を対象とした評価のあり方について海外の事例から調査研究を実施(2012.4)</li> <li>・定期的な検証として毎年、評価対象校及び評価委員にアンケート調査による検証を実施。</li> <li>・高等教育の重点課題(内部質保証、単位の実質化、成績評価の厳格化など)に係る観点の評価結果を詳細に分析し、用いられた指標や根拠資料の傾向と課題について学術的に整理・分析。</li> </ul>
<p>○ 認証評価機関における評価の質の向上の取組(複数の機関が連携した取組等の促進、法令上の位置づけ等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認証評価機関連絡協議会において、研修等を共同で実施。</li> <li>・高等教育質保証学会の設立に中心的役割を果たし、他の認証評価機関関係者、大学関係者との情報交換の場を設定。</li> </ul>
<p>○ 先進的な評価手法の開発等、大学評価に関する調査研究の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諸外国の大学評価制度に関する調査を行い、その成果を「インフォメーション・パッケージ」として公表(日、英、米、豪、蘭、仏、独、中、韓など)。</li> <li>・英国QAAの評価者研修への参加、マレーシアMQAの機関別オーディットのオブザーバ参加などによって、評価実施の細部にわたる国際的な状況を調査。</li> <li>・質保証をともなう国際的な共同プログラムのための手引書を作成。</li> <li>・質の保証を伴った日中韓3カ国の大学間交流プログラムモニタリングを実施。</li> </ul>
<p>論点・検討課題④【評価における社会との関係の強化】</p>	

<p>○ ステークホルダーの視点を取り入れた評価の実施(高等学校や自治体、産業界など幅広い関係者の声を評価に反映するための仕組みの整備等)</p>	<p>・機構に置く評価委員会には大学関係者だけではなく高等学校関係者や産業界関係者等も含めて構成され、基準の策定、評価実施の基本方針の決定等に参画できる体制は整備済み。</p>
<p>○ 評価を通じて把握した各大学の特色ある取組も含め、認証評価機関の取組の社会への情報発信の促進</p>	<p>・評価結果を大学ごとに機構のウェブサイトで公表するとともに、国際発信としては評価結果概要を英文化し公表。          ・認証評価機関連絡協議会において各機関の評価結果や大学の優れた取組を一括して取りまとめ公表。          ・高等学校の進路指導担当者会議等の機会を通じて認証評価制度や取組等について広報。          ・『大学評価・学位授与機構 大学評価シリーズ』を刊行し、評価の仕組み、背景を解説。</p>
<p>論点・検討課題⑤【評価人材の育成】</p>	
<p>○ 複数の機関が連携した取組も含めた、評価人材の育成や専門的知見の継承のための取組の促進</p>	<p>・平成23年度より、評価人材育成に係る調査研究を実施。外部評価者、大学における内部質保証人材の育成、及び能力開発のための研修プログラムの開発を進め、ワークショップや研修会を実施。</p>
<p>論点・検討課題⑥【評価の効率化】</p>	
<p>○ 大学ポートレートのデータの活用も含め、評価における公表資料や既存資料の活用の促進</p>	<p>・関係機関との協議も含めて大学ポートレートの情報活用方策の検討が必要。</p>
<p>○ 他の評価制度(国立大学法人評価等)と連携した評価業務の効率化</p>	<p>・法人評価において認証評価結果を活用することができるよう効率化。</p>
<p>○ 情報公表に積極的に取り組む大学等に対する評価の特例(簡素化等)</p>	<p>——</p>

## これまでの認証評価事業等を踏まえての課題

- 国際通用性の観点から大学教育における内部質保証、学習成果の可視化、教育情報の公表は極めて重要。
  - ・ 教育の内部質保証及び学習成果の評価については、第2サイクルから基準を明確化している。一方、大学における体制整備や機能の状況等を確認していくことは今後とも重要。
  - ・ 学習成果では学位授与方針や基準等を踏まえ、学位の質をどのように保証できているか確認していくことが重要。
- 3ポリシー(入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針)については、現在も取組状況を確認しているが、今後とも重要。
- 質保証のためには多元的な尺度による評価が必要。
- 内部質保証が有効に機能していく仕組み作りが認証評価の重要な役割の一つ。
- 分野別評価については、我が国の学位の種類等を勘案するとすべてのプログラムで実施することは現実的ではない。例えば、職業資格等との関連性も含めた検討も必要。
  - ・ 法科大学院以外の分野別評価は行っていないが、これまで教育の内部質保証の基準の中で、自己評価における個々の教育プログラムの成果や改善等の取組を確認している。
- 認証評価の社会への認知度が低いことは制度全体の問題でもある。基準を満たしていない場合の法令上の位置付け等の整理が必要。
- 他の評価制度と連携した評価の効率化については、例えば、国立大学法人評価との更なる連携や評価結果の相互活用、大学ポートレート等の活用が考えられる。
  - ・ 大学の機能に応じた選択評価は引き続き充実していきたい。